



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

日本で最も美しい村 東白川村
次世代に繋ぐ地域の絆、再生する村づくり



東白川村議会活動情報紙

くらしと議会



表紙写真：加茂東部三町村議会議員交流研修会の様子

東白川村、白川町、七宗町の
議員で行われている議員研修会
議員交流、地域の課題解決の
ため、年一回開催しています



写真：年の瀬 お松さま祭りの様子

第4回定例会

- 02 12月定例会／専決・補正・条例・その他
- 03 一般質問
- 03 未満児保育について・病後児保育の体制は？
平日学童の設置について ～ 今井美和 議員
- 04 職員の資質向上（職員研修）について ～ 桂川一喜 議員
- 05 来年度の体制と、予算編成について・地域公共交通の早期実現について
小学校非常警報装置の誤作動について ～ 今井美道 議員
- 06 村長の進退と今後の村政運営について ～ 今井保都 議員
- 07 議会のあらまし／監査意見
- 08 一問一答方式について／商工会との懇談会／加茂東部三町村議会議員交流研修会／
国保制度勉強会

No.161

2018.2.15

年4回発行
定例議会毎

人口 2,324 人

〔平成30年1月31日現在〕

発行：東白川村議会 編集：議会報編集委員会

〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地 ☎ 0574-78-3111 <https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>

平成二十九年第四回定例会を開催

平成二十九年十二月の定例会は十二月十五日に開催されました。

一般質問は四人が登壇し、村政全般にわたって質問しました。

議案等は、専決二件、条例改正六件、規約変更一件、工事請負変更契約一件、補正予算五件を審議し、それぞれ可決し、同日に閉会しました。

◆専決処分の件

①一般会計補正(第五号)
補正額三百九十三万五千円追加

衆議院選挙費三百九十三万五千円の補正を行いました。

②一般会計補正(第六号)
補正額十七万六千円追加

一般林業振興費(浄化槽撤去工事等)十七万六千円の補正を行いました。

◆条例改正

①東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について特に必

要と認める場合に二歳まで取得できるよう改正しました。

②東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会議員の期末手当の支給率を○・一ヶ月引き上げる改正を行いました。

③東白川村常勤の特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

常勤の特別職員の期末手当の支給率を○・一ヶ月引き上げる改正を行いました。

④東白川村常勤の特別職員の平成二十九年年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部

を改正する条例について

常勤の特別職員の改正後の期末手当の支給率を5%引き下げる改正を行いました。

⑤東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

初任給調整手当の支給月額を四十一万四千三百円へ引き上げる改正及び勤勉手当の支給率を○・一ヶ月引き上げる改正、給料表を若年層について千円から二千円程度、その他について四百円程度引き上げる改正を行いました。

⑥東白川村税条例の一部を改正する条例について
条例公開に向けて、条例間の整合性を図るための改正を行いました。

◆規約変更

①岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について

可茂広域事務組合の解散及び本巣消防事務組合の広域化に伴う改正等を行いました。

◆補正予算

①一般会計補正(第七号)
補正額七千二百七十七円追加

役場庁舎修繕工事(トイレ、ポイラー等)一千五百八十八万二千円、ふるさと思いやり基金積立金二千五百八十万円、総合行政システム運営事業(国民年金システム改修)

百八十六万五千円、つちのこメンバーズカード事業(商品券)二百万円、

後期高齢者医療療養給付費負担金八百五十一万二千円、老人ホーム入所措置費二百五十五万円、農業構造改善事業及び山村振興事業施設修繕二百七十七万円、イメージアツプ事業(マスコットキャラクター整備)百四十九万一千円、道路橋梁維持事業(機械借上)二百万円等の補正を行いました。

②国民健康保険特別会計補正(第三号)

補正額三百五十二万円追加

前年度交付金精算返還金三百四十八万二千円等の補正を行いました。

③簡易水道特別会計補正(第二号)

補正額二十二万六千円追加

基金積立金八十二万二千円、消費税納付金九十五万円の追加や講習負担金の減額等の補正を行いました。

④下水道特別会計補正(第二号)

補正額七万二千円追加
給与等件費七万二千円の補正を行いました。

⑤国保診療所特別会計補正(第四号)

補正額五十九万三千円追加
基金積立金十万円のほか人件費の追加や負担金の減額等の補正を行いました。

◆工事請負変更契約の締結について
下記の変更契約の締結について議決しました。

契約の目的/平成二十九年簡易水道機器更新工事

契約の方法/随意契約
契約の金額/(変更前)一億一千七百八十八万円(変更後)一億三千百六十八万八千七百二十円

契約の相手方/名三工業株式会社岐阜営業所

一般質問 (今井美和議員)

第四回定例会で、四人の議員から村政全般についての質問が行われました。



Q・未満児保育の体制と今後のあり方、保育士の採用について。

現在、働く母親の増加とともに、未満児保育に対する要望が高まっています。

今年度、保育園に未満児を預けたい方が、受け入れてもらえなかったという事例がありました。その理由と現在の体制・今後のあり方について、また保育士の採用について伺います。

A・入所に関する基準により十分な保育ができないと判断。(教育長)

未満児の受け入れについては、入所に関する基準があり、そして手続の手順を定めています。今回の場合は、保育士が、基準により適正に保育できる子供の人数を上回るために、十分な保育ができないと判断をさせていただき、受け入れに余裕のありました近隣の保育園に広域入所をいただき

ました。

また、現在の体制は、正職の保育士一名と臨時保育士二名の計二名の配置です。

今後のあり方については、核家族や夫婦共働きは、核家族の増加、それから社会構造の変化によって、未満児保育の要請が高まってくると認識していますので、未満児保育の制度に関する関係者さんへの事前の細やかな説明、それから一連の手続の丁寧な対応、適正な保育士の配置が必要と考えています。

A・応募がないのが現状。(村長)

今年度も保育士を若干名募集しましたが、なかなか応募がないというのが現状です。引き続き、来年度以降もしっかりと募集をしていきたいと考えています。

Q・病後児保育について。

病気回復期のお子さん

の看護が必要だが仕事を休むことができない場合などにおいて利用できる病後児保育ですが、現在の登録者数と登録制にした理由、利用料金について伺います。

A・健康情報等は扱う上で重要であるとの理由による。(教育課長)

十一名八家族の登録で本年度は二名の利用者がありました。登録制にした理由については、厚生労働省が事業を実施するために必要とする体制として示されていること、子供に関する健康情報と家族に関する最低限の情報が病後児保育を扱うことが性格上重要であることが挙げられ、随時受け付けを行っています。

入所当時の説明の折にPRをしています。なかなか登録されていないので、もう少しPRして登録を進めていきたいと思えます。

また、利用料については、他町村の料金を調べたうえで低いほうの利用料金二千円と定めさせていただきます。

Q・平日学童と子育て環境について。

平日の学童保育について需要がどれだけあり必要性について調査をしたことがあるのか、空き教室が利用可能なのか伺います。また最後に子育てに対する思いを伺います。

A・体制整備について今後検討の必要がある。(教育課長)

平成二十七年三月にアンケートを実施し、小学生児童の放課後の過ごし方について質問して、回答を得ています。

回答の内容は、自宅が87%、習い事が30・9%、放課後子ども教室が25・5%、祖父母宅等が12・8%、学童保育が3・2%という状況でした。

喫緊に調査する予定はありませんが、体制整備が実施できるかどうか、検討が必要と考えています。

す。
A・不可能ではないが専用区画が必要となる。(教育長)

小学校の空き教室を工夫、利用して、児童クラブの実施は不可能ではないと思いますが、施設に関する規定としまして専用区画で行うこととされていますので、専用の玄関、専用の部屋、専用のトイレ、専用の空調あるいは専用の避難経路や備品等の整備が必要となります。

A・保護者と一緒になって考えていく支援が必要。(村長)

我々も保護者さんと一緒に考えていく支援が必要かと思っておりますし、企業に対してもしっかりとした労働環境、就業条件等を整備していただく必要があると考えています。

人数が少なくても、この地域で子供を育てられるといいなという思いになる村にしていきたいと考えています。

一般質問 (桂川一喜議員)



・ 職員の資質向上 (職員研修) について

Q・職員研修規定及び計画の有無、また公開されているか。

現在の職員研修制度について、職員研修規定と職員研修計画がつけられているか、つけられていないとしたら規定を制定することが責任ある職員の育成につながるかと考えますが、村長に考えを伺います。

A・東白川村人事育成方針という形で作成している。公開についてはHP等で検討。 (村長)

職員研修規定につきましてはつくっていませんが、平成二十三年三月に東白川村人事育成方針を作成し、職員のあるべき姿、人材育成の方針、人事育成推進体制の整備、研修に関する基本方針それぞれを定め、それに基き研修を行っているところとあります。また、新規採用職員の研修については、別に新規採用職員研修実施要項を平成二十二年四月に作成して、これ

に基づいて実施をしています。

職員研修計画については、東白川村人材育成方針の中で研修プログラムをつくっています。プログラムの内容ですが、新規採用職員、主任、主事、係長、中堅職員、課長補佐、課長のクラス別に研修名、育成のポイント、研修の内容、研修の時期等を定めています。

職員の教育についてはしっかりと責任を持ってやるべきだと考えており、規定がないからないがしろにすることはないとあります。この方針は規定に十分かわるものだと考えています。毎年のプログラムに従って実施しているところです。

村長の責任をもって職員の教育をしっかりと行い、人材育成をしていきたいと考えています。また、一般公開につきましては、現在行っていません。確かに職員が研修しているかという観点からは村民の皆様方も関心があることかと思っております。ホームページ等で掲

載することを検討したいと思えます。

Q・職員研修後の評価の仕組みと体系的に整理されているか。

職員研修後の実施報告等に対して客観的な評価ができるような仕組みが現在あるのか伺います。

A・評価は十二月の勤勉手当に反映している。

人材育成方針は、職員のあるべき姿を掲げた人材育成システムとしてつくりあげた。

計画のみでなく、実施状況、その成果の公開についても検討していきたくと思います。

また、評価につきましては、過去一年間の研修の内容、回数について、自己申告に基づいて査定した結果を人事評価として十二月の勤勉手当に反映しています。人材育成方針には、住民目線で、あるいは協働といった観点で仕事に当たること、東白川村の未来を描くため経営感覚や

先見性を持って仕事に当たること、チャレンジ精神、そして自己啓発の大切さ等、まず職員のあるべき姿を掲げて、さらに職場管理、職員研修、人事管理の三つを総合して人材育成システムとしています。

作成の際は、他町村や人事院等が示しているシステム等を十分参考にしつつくり上げてきています。万全ではないと思いますが、継続こそ力で、着実に一つずつ積み重ねていき、このシステムによって管理をしていきたくと考えています。

Q・村全体の職場の見本となるよう目指してほしい。

村外者がこの役場に勤めて良いかどうか検討する際の判断には、この方針や評価も含まれることと思いますので是非とも公開をお願いしたいと思います。

また、行政の研修制度というのは、村全体の職場の環境の見本となると思いますので、理想となる役場をぜひ目指して

いただきたいと思います。

A・理想となるような職場として認められる役場にしていきたい。

「働き方改革」も実行していく。 (村長)

理想となるような職場の条件として、教育プログラムをしっかりと持って、職場風土としても近代的であると認められる役場にしていきたく思います。

また、予算編成方針において、「働き方改革」という点についても載せました。これを実行するためには、ある程度村民の皆さん方にもご理解をいただかなくてはならない部分が出てきます。

超過勤務、休日出勤等、是正すべきところは是正しながら、法律や社会が求めている職場風土をしっかりとつくっていくことが、東白川村を良くすることに繋がるといふ信念で進めていきたいと思っております。

一般質問 (今井美道議員)



- ・ 来年度の体制と、予算編成について
- ・ 地域公共交通の早期実現について
- ・ 小学校非常警報装置の誤作動について

Q・村長の出処進退について。

来年度の御自身の出処進退を示していただくことにより、予算編成の思いや責任のあり方が明確になってくることと思いますが、この四年間の総括も含めて、来年度の予算編成に対する考えを伺います。

A・次期選挙に挑戦する決意の元、七つの重点項目を中心とした予算編成を行う。(村長)

この四年間は、人口減少時代への対応、農林商工業振興、防災対策、子育て支援の充実など、あらゆる課題について真剣に取り組む、村づくりの仕組みを官民協働と日本で最も美しい村として持続可能な農村を目指し展開してきました。この四年間での施策はいわば種まきであり、豊かな実りとするのはこれからで、水や肥料をやつていく必要があると考えています。そこで、皆様の審判を仰ぐべく次期村長選挙に挑戦する決意を固めています。

その上で、来年度の予算編成方針については、①医療・福祉ゾーン整備計画、②CATVの光ファイバー化の事業着手、③みよりの郷東白川株式会社運営、集落営農の推進、④村内産品販売事業、持続可能ネットワーク事業の充実⑤官民協働の美しい村づくり政策の推進、⑥子育て支援の充実・女性の社会進出の促進、⑦神土・五加交流サロンの運営の支援、越原交流サロンの計画及び三十一年度建設といった七つの重点項目を中心

に予算編成を行います。**Q・財政調整基金に対する考え、ゼロ予算事業について。**

今後、財政の厳しくなっていく中での財政調整基金に対する考えを伺います。また、枠配分方式とした理由とゼロ予算事業に対する考えについて伺います。

A・今は財政出動が必要な時期と考える。ゼロ予算事業も検討。(村長)

大型のプロジェクトを進めるためにはどうして

も大きな金額が必要ですし、財政出動が必要な時期と考えていますので、若干の基金を使わせていただいで予算編成する方針です。

ただし、歳入の確保が非常に厳しい中で大型プロジェクトの実施もありますので、均等ある財政運営のためには枠配分方式である程度絞つてやつていく必要があるというところで取り入れさせていきたいと思います。

また、ゼロ予算事業といったアイデアも出してくれると思いますし、最少の経費で最大の効果ということに留意しながら予算を編成していきたいと思つていきます。

Q・地域公共交通について。

現在、白川町と合同で白川・東白川地域公共交通活性化協議会が設置され、昨年度より協議いただいているところですが、今後どういった村独自の公共交通施策を組み立てていくのか、進捗状況とあわせて伺います。

A・濃飛バスは土日運行

の再開について検討いただけること。(村長)

協議会については二年目を迎え、計四回の協議会を開催していますが、そこで次のような新しい提案がありました。

濃飛バスからは、運転士の確保、車両の更新や社屋の老朽化対策など大きな投資が困難な状況ではあるが、当面は美濃白川営業所を存続する。また、現状の体制を維持して運行するには白川線・黒川線の二路線とし、土日運行の再開、高校生の通学手段の確保に優先した運行案を検討するという話がありました。当面とは平成三十二年九月末を想定しており、それ以降は今後の状況を見ながら検討していくというところで

独自施策については、次の協議会にて新しい公共交通システムの具体策が示されると思いたすので、これを東白川部会へ持ち帰り、協議会の内容報告と問題点を検討していきたいと思つています。また、有償福祉運送に

ついては現状維持で計画をしていきたいと思つています。

Q・小学校の非常警報装置誤作動について。

十月二十三日早朝の東白川小学校における非常火災警報装置の誤作動についての詳細説明と、改善策について伺います。

A・老朽化した機器の更新をすでに完了。(教育課長)

早朝四時十分、火災の連絡が消防署、警察、学校関係者に入り、二十分に可茂消防署東分遣署により小学校ランチルームにて火災報知機の誤作動の疑いによる誤報と確認されました。同三十分より消防、警察、学校関係者、教育委員会、消防団幹部の皆さんと誤作動の原因を現地にて確認し、その後、火災報知機の点検及び誤作動の原因究明を関係者全員立ち会いのもと行いました。火災報知機の老朽化に伴う誤作動が原因とのことでしたので、既に機器を購入し、取りつけの完了を行いました。

一般質問 (今井保都議員)



・村長の進退と今後の村政運営について

Q・村長の進退と今後の行政運営について。

村長が一期目に取り組んで来られた事業は、着実に東白川村の発展に寄与しつつあると存じます。今後は、第五次総合計画に沿ってやるべき事業がまだまだたくさんあるわけですが、とりわけ医療・福祉ゾーンの整備、光ファイバー化の実現、子育て支援対策の強化、産業振興と人口対策、官民協働による村づくり、災害に強い村の実現などを着実に推進する必要があります。と思っています。

そこで村長の平成三十年以降の進退を含めて、村の行政運営をどのように考えておられるか伺います。

A・村長選に出馬する決意の元、実行力のある行政を進めて行きたい。

(村長)

平成三十年四月二十二日をもって私の任期が満了します。四月十日告示、四月十五日の投票日と決定されたところです。私は支援者の推薦もいただきまし、健康面

でも激務を乗り切る自信も持てましたので、再選を目指して次期村長選挙に出馬する決意をいたしました。

村長を拝命してからの四年間、村民の皆様、議会の皆様、そして職員各位にそれぞれの立場で大きな御理解と御尽力を受けて、議論すべきところはしっかりと議論し、対話と協働の村づくりを進めてきました。第五次総合計画の確実な進捗と東白川村地方創生戦略を柱に、さまざまな施策を積極的に実行してきました。前村長によりしっかりとした財政再建をしていただいたので、バランスに配慮しながらも積極的な財政運営を行い、仕事を確実に実行する行政運営を行って

きました。

信任が得られました。現在は、現在進めております医療・福祉ゾーンの診療所と老健の新設移転の整備計画の確実な進展、情報過疎に陥らないための全村光ファイバー化の整備事業、農林商工業の

振興策、子育て支援、人口減少対策、また災害に強い村づくりなどをしっかりと進めていきたいと考えています。

どの事業も全て関連づけて東白川村のさらなる発展を目指すものであり、さまざまな分野でいろいろな仕組み、仕掛けとして種をまいてきたと自負しているところで、が、今後は確実に実りを得るべく皆様方の御協力を仰ぎながら、職員の働き方改革も含めどこにも負けない実行力のある行政を進めていきたいと思っています。

Q・医療・福祉ゾーンのスケジュールと村民との語る会の提案について。

平成三十年度の村の大きな事業である医療・福祉ゾーンについて、今後のスケジュールを伺うとともに、せっかく立派な施設ができるので、医療の充実、そして健康寿命を延ばすという観点から、高齢化が進む中で村民の方々の日ごろの健康管理やかかりつけ医を持つことなどの必要性な

ら、高齡化が進む中で村民の方々の日ごろの健康管理やかかりつけ医を持つことなどの必要性な

ど、高齡化が進む地域医療の課題を話し合う村民と語り合う会の開催を提案したいと思っています。

A・本年度中の実施計画、来年度建設に着手。現在行っている村長と語る会に対応したい。

(村長)

医療・福祉ゾーンの整備につきましては、本年度中に実施計画をつくり、来年度、建設に着手をします。単年度の建設ということですが、外構整備等は三十一年度に移して、移転、開業するのは平成三十一年度の後半になるのかという計画で進めています。医療・福祉の提供は一日も停滞が許されませんので、しっかりと整備した後に移転をするという計画を進めてまいります。

先般の第五次総合計画の満足度調査で、医療・福祉について、平成二十四年度では満足しないほうのマイナスに傾いていたものが、プラスに転じたということは大変自信を持ちました。今年二月に医療・福祉ゾーンの整備計画について、六

地区で集落座談会を開催して説明してまいりました。その中で、いろいろな御意見はたくさんいただきましたが、これからの医療や福祉は東白川村だけで完結することはできず、地域でもって完結をする必要があると考えています。隣の白川町とは重々連携をとりながら整備地も進めてきましたし、これからもその方向で考えています。

住民との対話の提案につきましては、すでに「村長と語る会」を設けていまして、いつでも窓口は開けています。どこでもお邪魔をして対応させていただきます。と思っています。

村民の皆様方が安心して暮らせるため、これらの長寿命社会を乗り切っていくために、医療・福祉の核となる快適な施設整備をしっかりと進めていきたいと思っています。

【一般質問とは】

議会活動の中で、最もよく知られているのが、一般質問です。一般質問とは、議員主導で行われる行政機関との政策論議をいいます。具体的には、議員が村の課題や政策などについて、行政の見解や執行状況を質（ただ）したり、あるいは、議員から政策の提案に対する考えを聞いたたりすることと言い換えられます。一般質問の対象は広く、そのため村政に対する議員の問題意識が率直に反映されます。また、議論の深め方や方策の導き出し方も、それぞれの議員に委ねられています。したがって、一般質問は、議員の腕の見せ所といえます。

【内容】

議員は、村の村政全般について、議長の許可を得て質問することができます。一般質問は、議員のみが、議長の許可を得て行うことができます。

村の一般事務についてとされ、村政のあらゆる事項が一般質問の対象となります。ただし、議会の品位を傷つけるおそれがある場合には、議長は質問を許可しないことができます。一般質問をす

政策論議をするため、通告制が採用されています。通告とは、議員が、予め一般質問の要旨を執行機関に通知することをいいます。議員は、一般質問の内容を十分に検討した上で、議長を通じ、執行

論と異なり、議員は、議案にかかっていることについても問いたえずことができ、自由に意見表明をすることもできます。そのため、特定の事業の執行状況や行政の運営について、具体的問題点を指摘し、行政に対する

この監査機能、政策提案機能は、議会の根幹的な機能です。議員は、議会の構成員として、これらの機能を一般質問によって果たすことができます。また、議員は、それぞれ自己の政策目標や問題関心にしたがって、一般質問に臨みます。そのため、議員にとつての一般質問とは、政治家としての活動を

議会の あらし4 一般質問 について

るかどうかは、それぞれの議員の自由な判断に委ねられています。

【特徴】

一般質問は、年4回の定例会の都度行われます。一般質問では、充実した

機関に通知します。執行機関は、万全の準備を整えて、的確な答弁ができる体制を作り、一般質問に臨むこととなります。

【機能】

一般質問は、質疑や討

監査意見

2ページに掲載されています第4回定例会におけるの監査委員からの意見をこちらに掲載させていただきました。

【監査の主眼】

- 一、予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認
- 二、前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認
- 三、事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認
- 四、最小の経費で最大の効果を上げているかの確認

【意見】

平成二十九年度の定例監査は、書類審査、現地監査に分けて二日間実施しました。それぞれの担当課長、担当職員には多忙の折、懇切丁寧に説明していただき、多くの資料を提出していただきありがとうございました。

東白川村においては、総合戦略及び第五次総合計画等に基づき村の活性化

化に向けて事業推進が行なわれていると思いますが、過去に整備した簡易水道、CATVなど更新が必要な施設が多くあると思います。

現在の借入償還残高は一般会計、特別会計合わせて三十八億千六百三十九万九千円であります。二十八年度の元金償還額は三億五千二百四十四円、一方借入額は、四億七千三百三十一万四千円が償還額より借入額の方が多くなっております。すでに三十年度の予算編成も始まっていると思いますが、診療所建築事業、CATV施設の更新等が計画されており多額の借入れはやむを得ないことと思えますが、英知を結果して、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し意見とします。

議会活動の様子

◆一問一答方式を導入しました。

これまで、議会での一般質問は、複数の質問を一度に執行部側に問い、その質問に対して一度に回答をいただくという「一括質問方式」を取り入れていましたが、村民の皆さんから「どの質問に対する答えなのかわかりづらい」等の意見も出ていたこともあり、

「一問一答方式」を導入しました。このことにより、質問と回答が交互に行われ、論点が整理しやすく、質問者、回答者だけでなく聞いていらっしゃる皆さんにもわかりやすくなった

ものと思います。

今後の一般質問は、「一括質問方式」と「一問一答方式」の選択性といえます。

議員からの一般質問は、「質問席」において行われ、執行部側は今まで同様、村長の最初の答弁は演台にて、その後は全て村長以下、自席にて行います。

今回の「一問一答方式」導入で様々な反省点もありますが、少しでも村民の皆さんに議会への関心を持っていただき、共に地域を良くしていくために、今後より一層、議会改革を邁進して参りますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願

いたします。



◆商工会との懇談会が行われました。

平成二十九年十二月七日に議会と商工会との懇談会を行いました。懇談会は現場の声を聴く趣旨で、産業建設委員会の活動として隔年開催しています。東白川村商工会の現状・全国的商工会の課題を説明いただき、商工会の



役員それぞれの立場での意見や要望と、議会からの説明や質問など予定時間以上に活発な討議が行われました。

商工会員数は百四十八名ですが、商工業者の地元への貢献度は高く、当村活性化の原動力です。しかし課題も多く、地域外の大型商店や通販での購買層への対策、建設・土木業や木工・農産品販売と多様な問題をかかえています。中でも後継者問題による廃業や事業承継について、また新規事業への取り組み等の大きな課題を抱えており、商工会・行政・議会が一体となって地域の産業と技術・産品を継承する「必要性を強く認識しました。議会では今後も現場の

声を聴いて村政に届けていく活動をして参ります。

◆加茂東部三町村議会議員交流研修会が行われました。

毎年行われる東白川村、白川町、七宗町の議員で行う研修会が、今年度は白川町が担当で開催されました。

今年の研修は、三町村同じ悩みの有害鳥獣対策で、三町村共に猟友会から要望書をいただいている有害鳥獣の処理施設についての講演でした。

有害鳥獣の処理方法には焼却、埋没とありますが、今回は微生物分解、溶解の処理方法をお聞きしました。

とても興味深いお話で、講義後の質問時には、実際の施設を見学したいと言う意見もありました。

この研修会の講演を機会に、更なる有害鳥獣問題に着手していけたらと思います。

◆国民健康保険制度の勉強会開催。

平成三十年四月より、国民健康保険制度のしくみが変わることにより、総務常任委員会では一月二十三日に勉強会を行いました。

これまで各市町村が個別に運営してきた事業を、今度は

県が財政運営の責任主体となり、市町村との適切な役割分担の下、中心的な責任を担うこととなりますが、県と村との協議にて、納付金の配分、標準保険料率の算定等を決定することになります。

本村における事業役割は今までも変わりありませんが、被保険者との関係や、きめ細かな事業を引き続き担うこととなります。(保険証の発行、保険の給付、保険税の賦課徴収、保健事業等)

また、平成二十六年より、本村の医療費が高額となっており、一人当りの療養給付額は三十七万一千円と全国平均を大きく上回り、県内においても第一位となっています。

現在、国保被保険者数は六百四十名で、加入者が高齢であること、また所得額の低さもあり、市町村間で保険税の不公平感も出ています。

今後は、保健事業等を推進し医療費の減額に努めることが大切となります。

来年度は賦課方式も保険料率も変更しない意向ですが、今後は保険税の見直しも必要と思われるので、国保加入者の皆さんにも状況を理解していただきたいと思います。